

第9章 計画の推進体制（進行管理）

1 計画の推進体制

本計画書を構成する各計画は、それぞれの計画を所管する「外部委員を中心に構成される懇話会」と「庁内組織」によって推進されます。また、各計画の具体的な事業や取組の推進に際しては、地域住民だけでなく、自治会（町内会）、民児協、地区社協、ボランティア団体、ゆめクラブ（老人クラブ）、障がい者団体などの当事者団体、町内福祉村などの住民相互支援団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、地域の学校、消費生活協同組合（生協）、農業協同組合（農協）、民間福祉事業者、公民館やよろず相談センター等の役割分担を明確にしなが、協働・連携して進めることを基本とします。

計画を所管する懇話会と庁内組織との概要は次のとおりです。

（外部委員を中心に構成される懇話会）

（1）平塚市地域福祉推進懇話会

第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画だけでなく、本計画を構成する各計画を総合的に推進するための懇話会です。地域福祉に関係する団体の代表者に加え、下記の自殺対策、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援に関する各懇話会の代表者によって構成されます。

（2）平塚市自殺対策懇話会

自殺対策計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。自殺対策に関係する団体の代表者等によって構成されます。

（3）平塚市成年後見制度利用促進懇話会

成年後見促進計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。成年後見制度の利用促進に関係する団体の代表者等によって構成されます。

（4）平塚市生活困窮者自立支援懇話会

困窮者支援計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。生活困窮者の自立支援に関係する団体の代表者等によって構成されます。

（庁内組織）

（1）平塚市地域福祉推進庁内連絡会

第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画だけでなく、本計画書を構成する各計画の推進について総合的に状況を把握するための会議体です。各計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（2）平塚市自殺対策庁内会議

自殺対策計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。自殺対策計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（3）平塚市成年後見制度利用促進庁内会議

成年後見促進計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。成年後見促進計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（4）平塚市生活困窮者自立支援庁内会議

困窮者支援計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。困窮者支援計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

このほか、本計画書の概要を説明するとともに地域福祉活動への参加促進を図り、地域住民や関係団体からの意見を聴取するため、本計画書の計画期間内で意見交換会等を開催することとします。

2 計画の進行管理

本計画書の進行管理については、原則として計画の推進体制に基づいて行います。具体的には次のとおりです。

- (1) 自殺対策計画・成年後見促進計画・困窮者支援計画の各計画については、それぞれの庁内会議体において計画事業や取組の進捗状況等を把握し、各計画の懇話会へ報告します。
- (2) 各計画の懇話会では、庁内会議体からの報告を受け、計画事業の進捗評価や意見交換を行い、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査や、市社協が実施する地区懇談会などを行った場合には、その結果を随時報告することとします。
- (3) 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画については、平塚市地域福祉推進庁内連絡会において計画事業や取組の進捗状況等を把握し、平塚市地域福祉推進懇話会へ報告します。
- (4) 平塚市地域福祉推進懇話会では、平塚市地域福祉推進庁内連絡会からの報告を受け、計画事業の進捗評価や意見交換を行い、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査や、市社協が実施する地区懇談会などを行った場合には、その結果を随時報告することとします。また、自殺対策計画・成年後見促進計画・困窮者支援計画の進捗状況等については、各計画懇話会の代表者から概要を報告します。
- (5) 計画期間の中間年度においては、上記の進行管理に加え、計画内容の点検等を行います。

[本計画書の進行管理・推進体制イメージ]

